

介護保険のお知らせ

7月初旬に 65歳以上の方へ平成29年度介護保険料の 納入通知書をお送りします

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていく仕組みです。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。納め忘れがないよう皆さまのご理解とご協力をお願いします。

保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市で決められた基準額(下表:第5段階…年額62,400円)をもとに、ご本人の所得や同じ世帯のご家族の課税状況に応じた負担になるように段階的に決まります。通知書が届きましたら、年間の保険料額、徴収方法などをご確認ください。



各所得段階の保険料は平成28年度と変わりません

納め方は2種類

【特別徴収】年金が年額18万円以上の方は、あらかじめ年金から差し引かれます。

※年度途中で65歳になった・転入・保険料の所得段階が変更になった人などは一時的に納付書で納めていただきます(おおむね半年から1年の間に「特別徴収」に切り替わります。その際には事前に通知書が届きます)

【普通徴収】年金が年額18万円未満の方は、納付書で納めていただきます。

※期日までに市役所会計課・支所、指定金融機関でお支払いください。便利な口座振替がおすすめです

■第1期の納期限は7月31日(月)です。お忘れなく納付してください。

所得段階	対象者	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方 ●世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	28,080円
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.70	43,680円
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	46,800円
第4段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	56,160円
基準額 第5段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	62,400円
第6段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.20	74,880円
第7段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.30	81,120円
第8段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.75	109,200円
第10段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.85	115,440円

後期高齢者医療制度のお知らせ

市民保険課高齢者医療係 ☎57-8506

保険料率は昨年度と同じです

▶被保険者均等割額 54,394円
▶所得割率 11.42%

◆保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{均等割} + \text{所得割}$$
 一人あたりの年間保険料 = 加入者全員が等しく負担 + 所得に応じて負担

※賦課基準額…総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)から、山林所得金額、土地建物の譲渡所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額

1人あたりの年間保険料の上限は57万円です。

後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までとなっています。

新しい保険証(紫色)は7月25日頃までに、みどり色の封筒でお届けします。

また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までとなっています。

現在認定証をお持ちで、8月からも該当する人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。



保険料の支払いを「口座振替」に変更できます

保険料を年金からお支払いされている人で、口座振替でのお支払いを希望される場合は、7月31日(月)までに市民保険課または各支所の窓口で手続きをしてください。手続きには被保険者証、印鑑、金融機関での口座振替申込書の控えが必要です。



保険料の軽減措置が変わりました

1【被保険者均等割額の軽減】

世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額(※)の状況により軽減の判定をします。

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	5,439円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	8,159円	33万円以下
5割	27,197円	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	43,515円	33万円+(49万円×被保険者数)以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

2【所得割額の軽減】

被保険者本人の総所得金額などの状況により軽減の判定をします。

軽減割合	被保険者の所得
2割 (所得割額の20%相当)	保険料の賦課の基となる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は、収入額が211万円以下

3【被用者保険の被扶養者であった人の軽減】

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった人は、被保険者均等割額が7割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注)同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得の申告をお願いします。